

鳥取県告示第 907 号

鳥取県税条例（平成 13 年鳥取県条例第 10 号）第 193 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
海上石油有限会社 代表取締役 堀田 収	境港市入船町 2 - 6	平成 19 年 10 月 16 日